



平成 21 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社
代表者名 代表取締役社長 米田賢治
(J A S D A Q ・ コード 6 6 6 9)
問合せ先
役職・氏名 管理本部長 生田 和敏
(T E L 0 7 5 - 4 1 5 - 8 2 8 0)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成21年9月24日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成21年10月23日開催予定の第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下、「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、当社を含む上場会社の株式が「社債、株式等の振替に関する法律」(平成 13 年法律第 75 号)に基づく株式振替制度に一斉に移行されたこと(以下、「株券電子化」という。)に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 次の事項を目的として委員会設置会社へ移行することに伴い、会社の機関、株主総会、取締役会、監査役に関する条文を変更し、委員会と執行役、会計監査人に関する規定を新設しております。

【委員会設置会社移行の目的】

① 経営監督機能の強化

経営の執行と監督の分離を行い、取締役会及び指名、報酬、監査の 3 委員会 における審議、報告を通じて、執行役の職務執行の監督を行う。

② 経営の透明性の向上

社外取締役を過半数とする指名、報酬および監査の 3 委員会を設置し、会社法に規定される委員会の実効性を確保し、その機能を通じ、経営の透明性を一層高める。

③ 経営の機動性の向上

経営の執行と監督の分離のもと、業務執行の決定、実行を執行役に委ね、適法適正な範囲において、業務執行の迅速性を高める。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、シーシーエス株式会社と称し、英文ではCCS Inc. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 製造物の生産・検査・観察用途の照明機器の開発、製造および販売2. 電子応用装置の開発、製造および販売3. 電子制御機器に関する開発、製造および販売4. 電子計測システム、画像処理システムの開発、製造および販売5. 測定器、分析機器、計測機器の開発、製造および販売6. 光学機器の開発、製造および販売7. 電子部品、産業用ロボットの組立加工機器の開発、製造および販売8. ファクトリーオートメーションの企画、設計9. 植物の育成、栽培を用途とする装置の開発、製造および販売10. 植物の栽培促進に関するノウハウの研究、開発および販売11. 農産物の生産、販売および輸出入	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、シーシーエス株式会社と称し、英文ではCCS Inc. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 製造物の生産・検査・観察用途の照明機器の開発、製造および販売2. 電子応用装置の開発、製造および販売3. 電子制御機器に関する開発、製造および販売4. 電子計測システム、画像処理システムの開発、製造および販売5. 測定器、分析機器、計測機器の開発、製造および販売6. 光学機器の開発、製造および販売7. 電子部品、産業用ロボットの組立加工機器の開発、製造および販売8. ファクトリーオートメーションの企画、設計9. 植物の育成、栽培を用途とする装置の開発、製造および販売10. 植物の栽培促進に関するノウハウの研究、開発および販売11. 農産物の生産、販売および輸出入

現 行 定 款	変 更 案
12. 医療用機械器具の開発、製造および販売	12. 医療用機械器具の開発、製造および販売
13. 商業施設照明の開発、製造および販売	13. 商業施設照明の開発、製造および販売
14. 情報提供サービス業	14. 情報提供サービス業
15. コンピュータソフトウェアの開発、販売	15. コンピュータソフトウェアの開発、販売
16. 総合リース・レンタル業	16. 総合リース・レンタル業
17. 各種コンサルティング業	17. 各種コンサルティング業
18. 各種講演会ならびに研修会の企画、開催	18. 各種講演会ならびに研修会の企画、開催
19. 国内外における特許権、実用新案権等の工業所有権その他の無体財産権、技術、ノウハウ等の取得、企画、開発、保全、利用、売買、賃貸借、仲介	19. 国内外における特許権、実用新案権等の工業所有権その他の無体財産権、技術、ノウハウ等の取得、企画、開発、保全、利用、売買、賃貸借、仲介
20. 出版、印刷業	20. 出版、印刷業
21. 上記各号に附帯関連する一切の業務	21. 上記各号に附帯関連する一切の業務
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を 京 都 市 に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を 京 都 市 に置く。</p>
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>委員会設置会社</u>として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>

現 行 定 款

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

③ 株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

変 更 案

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000株とする。

(削 除)

(削 除)

(株主名簿管理人)

第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。

③ 株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

現行定款

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

変更案

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、代表執行役がこれを招集し、その議長となる。

- ② 代表執行役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現 行 定 款

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

変 更 案

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 14 条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 15 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 16 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現 行 定 款

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

(取締役会の招集権者および議長)

第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

変 更 案

(取締役の任期)

第 17 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任の取締役の残任期間と同一とする。

(取締役会の権限)

第 18 条 取締役会は、法令または本定款に定めるほか会社の業務を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

- ② 取締役会は、法令または本定款に定める一定の事項を除き、会社の業務の決定を執行役に委任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 19 条 取締役会は、その決議をもって取締役の中から取締役会議長を 1 名選定する。

- ② 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集し、その議長となる。
- ③ 取締役会議長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

現 行 定 款

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

- ② 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

変 更 案

(削 除)

(取締役会の決議方法)

第 21 条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除および社外取締役との間の責任限定契約)

第 24 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

現行定款

第5章 監査役

(監査役の員数)

第27条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

変更案

- ② 当社は、会社法第427条1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(削除)

現 行 定 款

(監査役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

(新 設)

(新 設)

変 更 案

第 5 章 委 員 会

(委員会委員)

第 25 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役会決議により取締役の中から選定する。

(委員会規則)

第 26 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項は、法令、本定款のほか、各委員会が作成し取締役会決議により承認される委員会規則によるものとする。

第 6 章 執 行 役

(執行役の選任)

第 27 条 執行役は、取締役会において選任する。

- ② 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。

(執行役の任期)

第 28 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

現 行 定 款

(新 設)

変 更 案

(執行役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 30 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 31 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除および会計監査人との間の責任限定契約)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条 1 項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。

現 行 定 款

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当および基準日)

第 32 条 当社は、毎年 7 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第 33 条 当社は、毎年 1 月 31 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。

(新 設)

変 更 案

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

② 前項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。

附 則

第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
	<u>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削るものとする。</u>

3. 日程

取締役会決議 平成21年9月24日
株主総会開催日 平成21年10月23日

以 上